

# 地域安全まちづくり推進計画 (第5期)

案

再犯防止関係抜粋

平成31年 月

兵庫県

## I はじめに

兵庫県では、地域安全まちづくり活動を行うことによって安全で安心な兵庫を実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行しました。この条例に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的・計画的に実施する「地域安全まちづくり推進計画」（第1期～第4期、各3カ年計画）を策定し、県民や団体、事業者などが行う活動を多面的に支援してきました。

これまで地域住民が主体的に取り組んできた地域安全まちづくり活動などにより、平成14年の164,445件をピークとする刑法犯認知件数は15年連続で減少し、平成29年には50,821件まで減少するなど着実に成果が現れてきています。しかし、高齢者等を狙った特殊詐欺などを含む知能犯はピーク時より認知件数が増加しており、子どもに対する声かけ事案や強制わいせつの認知件数も高止まりの状況にあるなど、地域の安全安心に向けたさらなる取組が必要です。

また、平成29年6月には性犯罪の厳罰化等を図る110年ぶりの刑法改正がなされたほか、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、その中で都道府県や市町村に対して地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされるなど、国の動きを受けて、県として新たな取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえて、第5期の地域安全まちづくり推進計画（2019～2021）においては、高齢者や子どもなどを犯罪から守るため、新たにみんなで重点的に取り組む住民目線の補完目標を設定し、まちづくり防犯グループ、関係団体、事業者等が連携した地域ぐるみでの見守り活動を実践し、特殊詐欺被害や子どもに対する声かけ事案の減少に取り組むことをはじめ、国の動向を踏まえ、性犯罪被害者を含む犯罪被害者支援の充実や、再犯防止の推進など新たな課題にも適切に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる兵庫の実現をめざします。



資料：警察庁調べ

#### (4) 国の動き

##### ①性犯罪の厳罰化等を図る刑法改正

性犯罪の厳罰化等を図る改正刑法が、平成 29 年 6 月 23 日に公布、同年 7 月 13 日に施行されました。刑法の性犯罪規定が明治 40 年の法制定以来はじめて本格的に改正されました。

今回の法改正により、従来の強姦罪の罪名が強制性交等罪に変更され、強制性交等罪の被害者に男性も含まれることとなるとともに、法定刑の下限が強姦罪の懲役 3 年から強制性交等罪の懲役 5 年となり、監護者による性犯罪に関する規定が新設されるなど性犯罪に対する厳罰化が図られました。

##### ②再犯の防止等の推進に関する法律の制定

近年、我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である再犯者率が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返を防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

平成 28 年 12 月 14 日に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」は、このような現状を踏まえ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するなど、再犯の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざして制定されたものです。

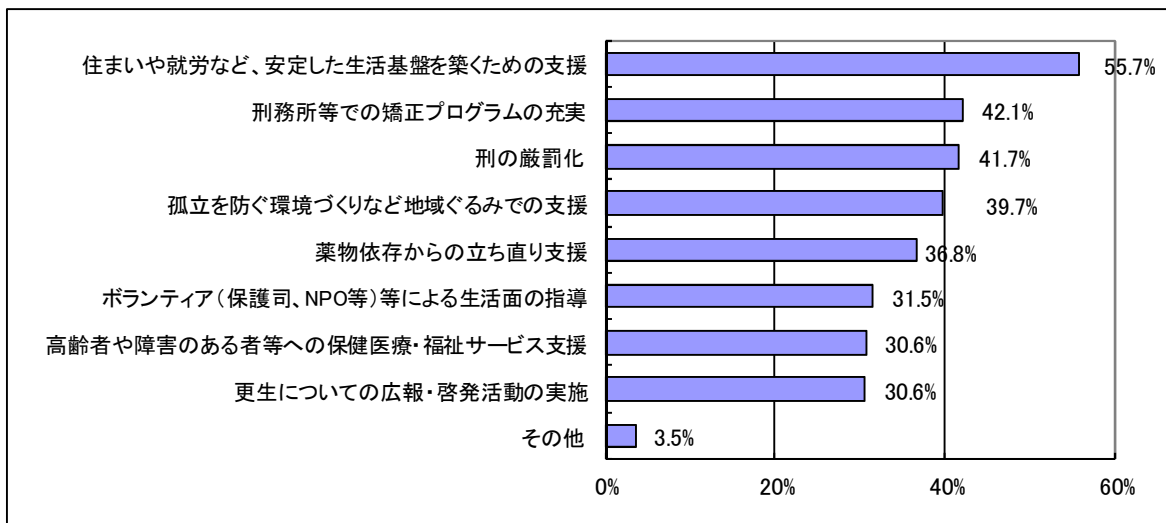
国は平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画を定めており、都道府県及び市町村は同計画を勘案して、地域の実情に応じた「地方再犯防止推進計画」を定めることが努力義務とされています。

#### (4) 再犯防止

今回の調査では、新たに再犯防止のために必要な取組についても調査しました。再犯防止のために必要な取組は、「住まいや就労など、安定した生活基盤を築くための支援(55.7%)」が最も多く、続いて「刑務所等での矯正プログラムの充実(42.1%)」、「刑の厳罰化(41.7%)」、「孤立を防ぐ環境づくりなど地域ぐるみでの支援(39.7%)」となっています。

また、「更生についての広報・啓発活動の実施」が必要という回答も約3割(30.6%)あり、さらにわかりやすい普及啓発の取組が必要です。

再犯防止のために必要な取組



資料：H30 県民モニターアンケート（兵庫県）

## IV 第5期推進計画の基本的枠組

### 1 位置づけ

地域安全まちづくり条例第12条に基づき、地域安全まちづくり推進計画（第5期）を策定します。

また、「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行をふまえ、再犯防止の取組は、犯罪をした人の立ち直りを支援する取組であると同時に、再び犯罪をする人を出さない安全安心なまちづくりであることから、兵庫県では、地域安全まちづくり推進計画が、再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を兼ねることとし、再犯防止の具体的な取組を行動7に規定します。

### 2 基本理念

第1期推進計画からの基本理念を継続し、人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる元気な兵庫の実現をめざします。

地域社会の力を基本とした安全安心の兵庫の実現

### 3 計画期間

この計画の取組期間は、2019年度から2021年度までの3カ年です。

この計画は、中長期的視点から県が主体的に取り組む方針をまとめようとする計画と異なり、短期間で移り変わる犯罪情勢や防犯活動の状況などの要素が大きなウェイトを占め、これに迅速に対応しようとする計画であることから、第1期～第4期と同様、計画期間を比較的短期である3年間としています。

### 4 基本的方向

安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、自分や家族の安全を自分で守る「自助」、地域の安全を地域のみなが連携して守る「共助」、専門的な知識等の活用や情報提供などにより公的機関が地域を支援する「公助」が、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携していくことが必要です。

地域安全まちづくり条例ではこうした考え方を基本に、①地域安全まちづくり活動の支援、②子ども、高齢者等の安全確保の支援、③防犯に配慮した施設の管理・整備の支援を3本柱に取り組むこととしています。

第5期地域安全まちづくり推進計画においては、県民、事業者、県・県警及び市町が一体となって取り組んできた第1期～第4期の基本理念、成果を踏まえつつ、引き続き地域ぐるみの防犯活動を支援します。また、少子高齢化の進展が顕著になる中で、防犯グループ参加者の高齢化に伴う担い手不足や活動の低調化が進んでいることから、新たな担い手の育成に取り組むなど必要な対策を補強し、総合的な推進を図ります。

特に、高齢者等が狙われる特殊詐欺被害や、子どもに対する声かけ事案等の減少に重点的に取り組みます。さらに、新たに取り組む犯罪被害者支援や再犯防止の推進の充実

## 【8つの行動（アクション8）の展開】

基本理念の実現のため、3つの柱等を踏まえ、8つの行動（アクション8）を掲げ、各施策を展開します。

### 〔8つの行動（アクション8）〕

- 行動1 みんなで安全安心な地域をつくる
- 行動2 地域の防犯力を高める
- 行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる
- 行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる
- 行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる
- 行動6 犯罪被害者等の支援を充実する
- 行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する
- 行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

8つの行動は、行動1～2で地域安全に対する県民一人ひとりの意識高揚や担い手の確保・育成など県民全体の取組、行動3～行動7では子ども、女性、高齢者・障害者、犯罪被害者等、犯罪をして罪を償った人など対象別の取組、行動8で防犯環境などハード面からの整備等に関する取組としています。

今回新たに設定する行動6「犯罪被害者等の支援を充実する」、行動7「更生支援と再犯防止対策を推進する」の取組は、社会情勢の変化や国の取組の方向を踏まえ、今後、新たに取り組むことや拡充を求められる活動項目となっています。

犯罪被害者支援は、被害に巻き込まれた人が元の生活を取り戻すことを支援する取組であると同時に、被害者を出さない安全安心なまちづくりが求められ、これらは車の両輪をなす関係にあります。

同様に再犯防止の取組も、犯罪をした人の立ち直りを支援する取組であると同時に、犯罪をする人を出さない安全安心なまちづくりが求められ、こちらもやはり車の両輪をなす関係にあります。

そのため、行動6、行動7については、安全安心なまちづくりの傘の下に配置しつつ、県民の皆さんとの協働が不可欠であることから、一人ひとりの積極的な関わりを得ながら、県など行政が主導し、県民の皆さんへの普及啓発をはじめ、各種施策を推進していきます。

## 活動指標

具体的取組の行動1～8を行うにあたっての目標とするため、個別の施策等を活動指標として設定します。

活 動 指 標		2017 (H29)	2021 目標
行動1	①まちづくり防犯グループの結成数 [地域安全課]	2,329グループ*	2,500グループ*
行動2	②子どもの安全・安心確保のリーダー養成数(累計) [地域安全課]	3,816人	8,572人
行動3	③登下校の見守りが行われている公立小学校の割合【新】 [体育保健課]	95.1%	100%
	④公立学校における認知したいじめの解消率 [義務教育課]	89.0% (全国 85.8%)	全国平均以上
行動4	⑤配偶者暴力相談支援センター設置市町数 [児童課]	16市町	18市町
行動5	⑥くらしの安全・安心推進員による高齢者等への消費者教育啓発活動数(累計)【新】 [消費生活課]	2,234回	5,234回
	⑦障害者虐待対応力向上研修の受講者数(累計) [障害福祉課]	9,341人	18,341人
行動6	⑧犯罪被害者支援を盛り込んだ条例の制定市町数【新】 [地域安全課]	25市町	33市町
	⑨犯罪被害者等からの相談件数(累計)【新】 [地域安全課]	861件	5,840件
行動7	⑩保護観察対象者等への雇用導入支援件数(累計)【新】 [労政福祉課]	23件	62件
	⑪矯正施設を退所後、福祉的な支援がないと自立した生活を送ることが難しい障害者・高齢者への支援件数(累計)【新】 [障害福祉課]	353件	613件
行動8	⑫防犯カメラの設置補助箇所数(累計) [地域安全課]	2,478カ所	3,891カ所
	⑬事業所防犯責任者設置事業所数 [地域安全課]	9,038事業所	10,000事業所
	⑭地域安全SOSキャッチ電話相談つなぎ件数(累計) [地域安全課]	3,042件	5,356件
	⑮サイバー犯罪被害防止教室の開催回数(累計) [サイバー犯罪対策課]	2,518回	4,518回

## 6 評価・検証

施策の実施状況、活動指標の達成度の状況等を取りまとめ、毎年度その内容を地域安全まちづくり審議会に報告して的確な評価・検証を行い、次年度の施策に反映させます。

## V 主体の役割分担と連携

### 1 地域の安全安心の確保のための役割分担と連携

犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進していくためには、地域安全まちづくり条例の趣旨を踏まえ、「地域の安全は地域住民自らが守る」ことを県民一人ひとりが認識することを基本に、地域の安全安心に向けて、自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、防犯協会、交通安全協会、消防団、商店街連合会、民生児童委員協議会、学校、PTA、事業者、ボランティア団体など、地域を構成する団体が、それぞれの役割を果たしながら、連携を図り、地域が一体となって取り組むことが重要です。

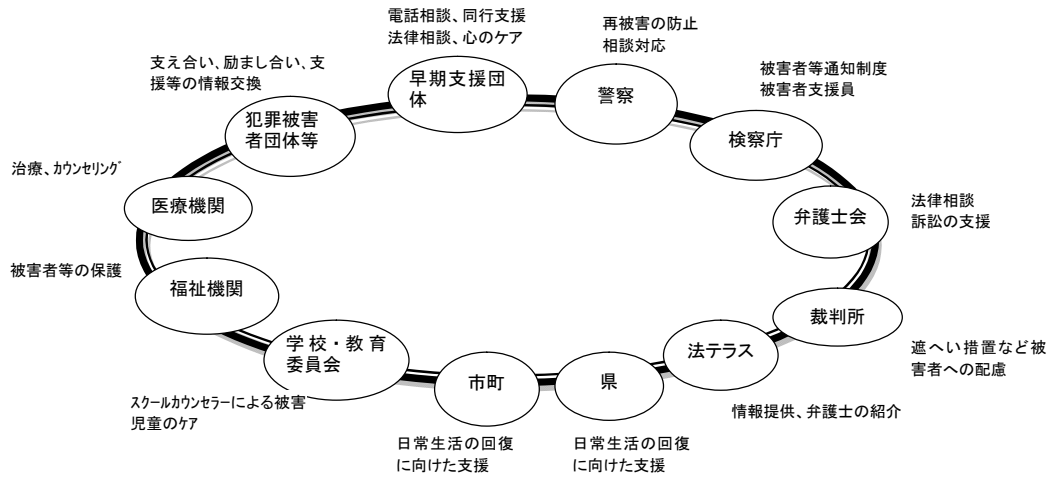
県は、市町や県警と連携を図りながら、各地域でそれらの取組が円滑に展開されるよう、また、地域の安全性が高まるよう、地域の犯罪情勢や防犯情報等の提供をはじめ、防犯活動や見守り活動を中心となって担うリーダーへの研修会の開催、まちづくり防犯グループ等が実施する防犯訓練等への支援、防犯カメラの設置補助など、各般の支援を行います。

### 2 犯罪被害者支援の充実や再犯防止の推進のための役割分担と連携

犯罪被害者支援については、犯罪被害者等基本法に基づき、国は、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定・実施するとともに、制度立案や全国的な統一性を確保するための基準の設定を担い、県市町は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を実施することが求められています。同様に、再犯防止の推進については、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、国は再犯防止等に関する施策を総合的に策定・実施し、県市町は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて、各種施策を実施することが努力義務とされています。

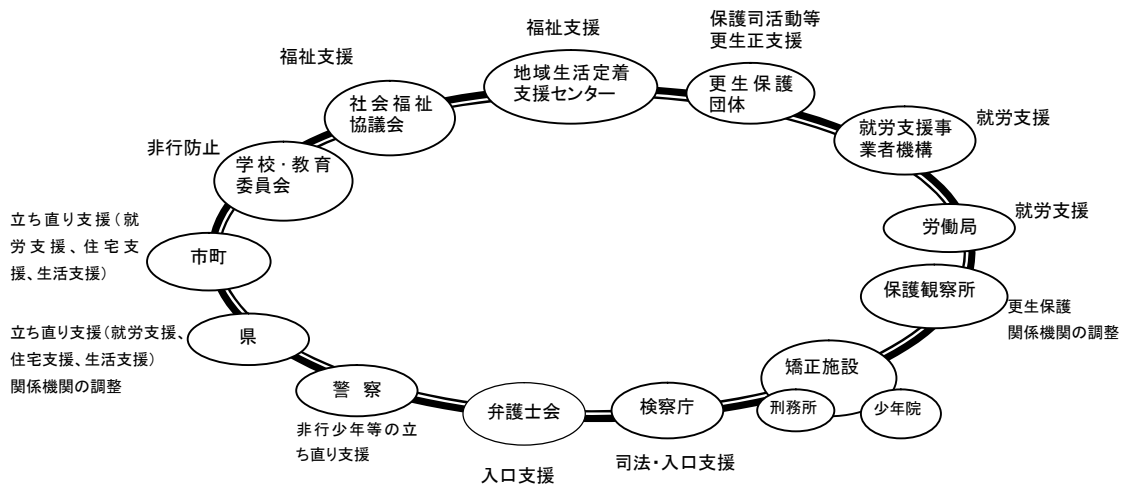
これらを踏まえ、犯罪被害者支援については、県、市町、県警は、それぞれ庁内担当部署との調整を図るとともに協働して被害者が置かれた状況について県民や事業者等の理解を促進します。また、県、市町、県警、関係機関・団体、早期支援団体、犯罪被害者団体（自助グループ含む）、NPO、事業者、教育機関等は、それぞれの専門性を生かしながら、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう被害者のニーズに応じた支援をするとともに、より支援が充実するよう県等が中心となって、それらの関係機関の情報共有やネットワークの構築を図ります。





【犯罪被害者支援の連携イメージ】

また、再犯防止の推進については、国との適切な役割分担のもと、県、市町は、それぞれ庁内担当部局との調整を図り、支援体制を明確にするとともに、協働して更生支援や再犯防止について県民や事業者等の理解を促進します。また、検察庁、保護観察所、県、市町、県警、更生保護団体、社会福祉協議会、支援団体、NPO、関係団体等は、それぞれの専門性を生かして必要な支援を行うとともに、連携して情報共有や協働事業の展開を図り、犯罪をした人の立ち直りや社会復帰の支援の充実に取り組みます。



【再犯防止対策の連携イメージ】

## VI 具体的取組

安全安心な兵庫の実現のため、具体的な取組として8つの行動（アクション8）に基づき、各施策を推進します。

8つの行動（アクション8）		行 動 の 柱
行動1	みんなで安全安心な地域をつくる	ア 地域安全まちづくり情報の提供 イ 自主防犯意識の高揚
行動2	地域の防犯力を高める	ア 自主防犯活動の促進 イ 多様な主体の参加の促進 ウ 地域で活動する人材の育成
行動3	子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる	ア 地域における子どもの見守り活動の推進 イ 子どもを犯罪から守る対策の強化 ウ 児童虐待やいじめの防止対策の推進 エ 地域で支える子どもの健全育成
行動4	女性が安全安心に暮らせる地域をつくる	ア 女性の安全安心を支える体制整備 イ 女性を守る対策の充実
行動5	高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる	ア 高齢者を犯罪から守る体制づくり イ 高齢者を地域で見守る体制づくり ウ 障害者の見守り活動の推進 エ 障害者の差別解消・権利擁護の推進
行動6	犯罪被害者等の支援を充実する	ア 県民・事業者等の理解の促進 イ 被害者等への支援の充実 ウ 関係機関・団体等との連携の強化
行動7	更生支援と再犯防止対策を推進する	ア 県民・事業者等への理解の促進 イ 就労支援等の充実 ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供 エ 関係機関・団体等との連携の強化
行動8	安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する	ア 安全で安心なまちづくりの推進 イ 防犯カメラ等の設置による犯罪の抑止 ウ 住宅の防犯性の向上 エ 事業所等と連携した防犯の推進 オ 繁華街等の環境の浄化 カ サイバー空間の安全を確保する環境づくり キ 薬物乱用防止対策の推進 ク 地域で見守るしくみの充実

※行動6と行動7については、県民にとって馴染みの薄い取り組みであると考えられるので、それぞれの冒頭に取り組みの必要性等について説明を加えています。

## 再犯防止の推進にあたって

兵庫県では、これまで国が提唱する、すべての人が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、力を合わせて犯罪のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」の趣旨に賛同し、長年に渡り、犯罪や非行のない安全安心な社会を築くための取組を県民、事業者、関係行政機関、民間団体等と連携して進めてきました。

兵庫県は、何かのきっかけで犯罪や非行をした人が、社会でもう一度やり直したいと思い、懸命に立ち直りに励む時に、社会から排除、孤立させるのではなく、再び地域に受け入れ、社会の責任ある一員となるよう支え、見守る、誰もがやり直すチャンスを得られる地域でありたいと考えています。

そのことがひいては犯罪や非行のない地域の安全安心を高めることにもつながります。

また、これらの取組は、誰もが安心して暮らせるまちづくりの枠組をさらに豊かにする取組であるともいえます。

このような経緯や考えを踏まえ、再犯防止の推進については、地域安全まちづくりの一環として位置づけ、更生支援と再犯防止施策に取り組んでいきます。

## 行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する

犯罪をした人等の立ち直り等を支援するとともに、住民一人ひとりがその人達への理解を深め、見守り、共存する地域づくりをめざす。

### 取組の方向

更生支援や再犯防止について県民の理解を深めるため、広報啓発活動を実施するとともに、国、県市町、関係機関・団体等と連携して、就業機会や住居の確保等への支援、福祉支援に取り組み、犯罪をした人の立ち直りや社会復帰を支援します。

### 行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する

ア 県民・事業者等への理解の促進

イ 就労支援等の充実

ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供

エ 関係機関・団体等との連携の強化

## ア 県民・事業者等への理解の促進

より犯罪の少ない安全安心な地域とするため、県民にとって現状馴染みの薄い再犯防止の考え方や取組について理解を深め、一人ひとりができることから再犯防止に関わる機運を醸成します。

### 主な取組

(啓発活動の推進)

#### ■「社会を明るくする運動」の周知 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部・県土整備部)

犯罪をした人が再び犯罪に手を染めないよう、国が提唱し官民で構成する推進委員会が進める「社会を明るくする運動」と連動し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、多様な手法を活用してわかりやすく工夫し、県民の理解を促進します。

#### ■地域で見守る機運の醸成 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部・県土整備部・教育委員会)

犯罪をした人等が罪を償い、社会復帰後、地域で孤立することのないよう、地域で受入れ、見守る機運を醸成します。

とりわけ、非行少年の立ち直りについては、地域での声かけ、居場所づくり、継続的な補導活動等、非行少年の特性に応じ、地域、関係団体、関係機関等が連携し、社会的、教育的に配慮した支援に努めます。

#### ■教職員への理解・啓発の促進 (教育委員会)

教職員への研修会の開催や教育資料の普及等を通じて、矯正施設出所者や犯罪被害者等の人権について正しい理解と共生をめざす姿勢を育み、児童・生徒への指導力の向上や人権意識の高揚を図ります。

(顕彰の促進)

#### ■再犯防止に取り組む個人・団体等の顕彰の促進 (企画県民部)

再犯を防止する社会づくりに功績・功労があった個人・団体等を地域安全まちづくり活動賞等において表彰するとともに、国が設置する表彰制度に推薦します。

## イ 就労支援等の充実

犯罪をした人等が地域で生活を営む基盤となる就労を支援するとともに、就労等に先立って必要となる住宅の確保を支援します。

## 主な取組

(保護観察対象者等への就労支援)

### ■就職後の職場定着を支援 (産業労働部)

保護観察対象者等の職場への定着を図るため、就労支援員を配置し、雇用された保護観察対象者等や雇用主の就労状況等の相談に対応し、働きやすい環境づくりを創出します。

### ■就労に必要な基礎的能力等の習得や企業とのマッチングを支援 (産業労働部)

就労を希望する保護観察対象者等にビジネス基礎研修や企業での職場体験を経験させるとともに、リクルート活動時に助言・指導を行い、就職に結びつくよう支援します。

(事業者へ雇用促進の働きかけ)

### ■保護観察対象者等の雇用に対する理解の促進 (産業労働部)

保護観察対象者の雇用機会を充実するため、シンポジウムの開催や情報誌の発行を通じて保護観察対象者の雇用について協力雇用主の理解を促します。

### ■就労奨励に向けた経済的支援の充実 (産業労働部)

保護観察対象者等の雇用を促進するため、保護観察対象者等を新たに雇い入れた事業者に対し、給与や研修に要する経費の一部を法務省が支給する刑務所等就労奨励金に上乗せして助成します。

### ■入札・契約制度における優遇措置 (県土整備部)

刑務所出所者等を雇用した事業者(下請業者が刑務所出所者等を雇用した場合を含む)に対し、県の入札・契約制度の技術・社会貢献評価数値の加点を行い、受注機会の拡大を通じて、刑務所出所者等の雇用の促進を図ります。

(関係機関等が連携した就労斡旋等の充実)

### ■関係団体・機関等が連携した就労率の向上 (企画県民部・産業労働部)

出所者の働く場を確保するため、矯正施設、コレワーク西日本、保護観察所、公共職業安定所、NPO、関係団体・機関等が連携して、企業・団体向け説明会の開催、事業者の求人に対応するマッチングの支援等、就労支援の充実を図ります。

(住宅支援の充実)

### ■住宅確保への支援 (県土整備部)

県営住宅への優先入居や、入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進し、矯正施設退所者が円滑に入居できる住宅の確保に取り組みます。

## ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供

矯正施設を退所、または起訴猶予等となった障害者や高齢者で自立した生活を営むことが困難な人に、関係機関・団体と連携し、地域の中で穏やかに社会生活を営むことができるよう支援します。

### 主な取組

(福祉サービスの提供)

#### ■出所後の生活安定への支援の充実 (健康福祉部)

矯正施設の出所予定者で、高齢や障害があり自立した生活を営むことが難しく、出所後は福祉サービスの提供が必要とみなされる人に対し、保護観察所、矯正施設、市町、関係団体等と連携し、出所後は地域で穏やかに生活を営むことができるよう、矯正施設在所中に生活保護をはじめ、必要な福祉サービスの受給等に向けた特別調整を徹底します。

#### ■障害者・高齢者の立ち直り支援の充実 (健康福祉部)

罪を犯して起訴猶予処分等を受けた障害者・高齢者に対し、釈放後、地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるよう、県弁護士会と協働、検察庁、保護観察所等司法機関、及び、市町等と連携して必要な福祉サービスに円滑につなげます。

(薬物依存者等への支援)

#### ■薬物依存症者の医療体制の充実 (健康福祉部)

薬物依存に関する治療拠点機関、専門医療機関の指定を行うとともに、依存症患者への対処法、回復に向けた関係機関との連携方策等についての医療従事者への研修を実施し、医療提供体制を強化します。

#### ■薬物依存に関する相談窓口の充実 (健康福祉部・警察本部)

医療機関等と連携し、薬物依存者への相談や家族教室、専門医等による個別相談を実施し、薬物離脱や社会復帰を支援する。また、精神保健福祉センターや各健康福祉事務所、保健所等、身近な場所で薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談対応を充実するとともに、薬物乱用の青少年の相談や指導に対応します。

#### ■薬物依存症者、乱用者の社会復帰支援の充実 (健康福祉部)

薬物依存症者、乱用者の社会復帰を支援するため、薬物の再乱用防止プログラムや依存離脱指導カリキュラムの充実に取り組む保護観察所や、薬物依存症の治療を実施する専門医療機関や自助グループとの連携を強化します。

#### ■関係機関の連携の強化 (健康福祉部)

地域における薬物依存に関する課題を共有し、協働して課題解決に対応するため、県、医療機関、ダルクを含めた民間団体等との連携を強化します。

## エ 関係機関・団体等との連携の強化

再犯防止の取組は、支援の分野が就労、福祉、住宅等、様々な分野にまたがるとともに、司法機関、国、区市町、関係団体、NPO等、多様な機関・団体が支援主体として関わる必要があることから、情報共有に努めるとともに、関係機関との連携を強化します。

### 主な取組

#### (連携の強化)

##### ■再犯防止関係機関連絡会議の設置 (企画県民部)

再犯防止対策をさらに推進するため、神戸地方検察庁、神戸保護観察所、更生保護団体、区市町、県警、社会福祉協議会、関係団体等が参加する連絡会議を設置し、情報共有を基本に、各機関が連携し効果的な支援策の展開に努めます。

##### ■区市町が連携した支援の充実 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部)

福祉、就労、住宅確保等、出所者等の生活に密着した支援については、区市町が連携し、効率的に実施できるよう、情報共有の機会の拡充を図ります。

また、市町で円滑に各種の支援が展開されるよう、県と市町の担当者連絡会議等を設置するなど、課題の共有や区市町一体となった支援体制等の調整に努めます。

#### (連携した活動を支援)

##### ■手引書の活用 (企画県民部)

保護司等の更生保護関係者の活動を支援するとともに、多様な関係機関の支援の充実につなげるため、関係機関の各種支援制度等を紹介する「手引書」を作成し、配布します。

#### (国との協働)

##### ■情報の共有 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部・県土整備部)

法務省が把握する出所者(満期出所者を含む)への支援を行うために必要な情報や、犯罪をした者等に対する指導・指導に対する調査研究等、支援に役立つ情報の適切な提供を求め、市町や関係機関・団体等と個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ共有します。

##### ■地域の実情に応じた施策の推進 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部)

法務省の地域再犯防止推進モデル事業等を活用し、地域の実情に応じた施策を推進するとともに、国と協働で取り組むことが望ましい施策等を積極的に国に提案します。